

【移行のタイミングについて】

(1) 国事務連絡（4月2日）

地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたす場合

(2) 大阪府の現状

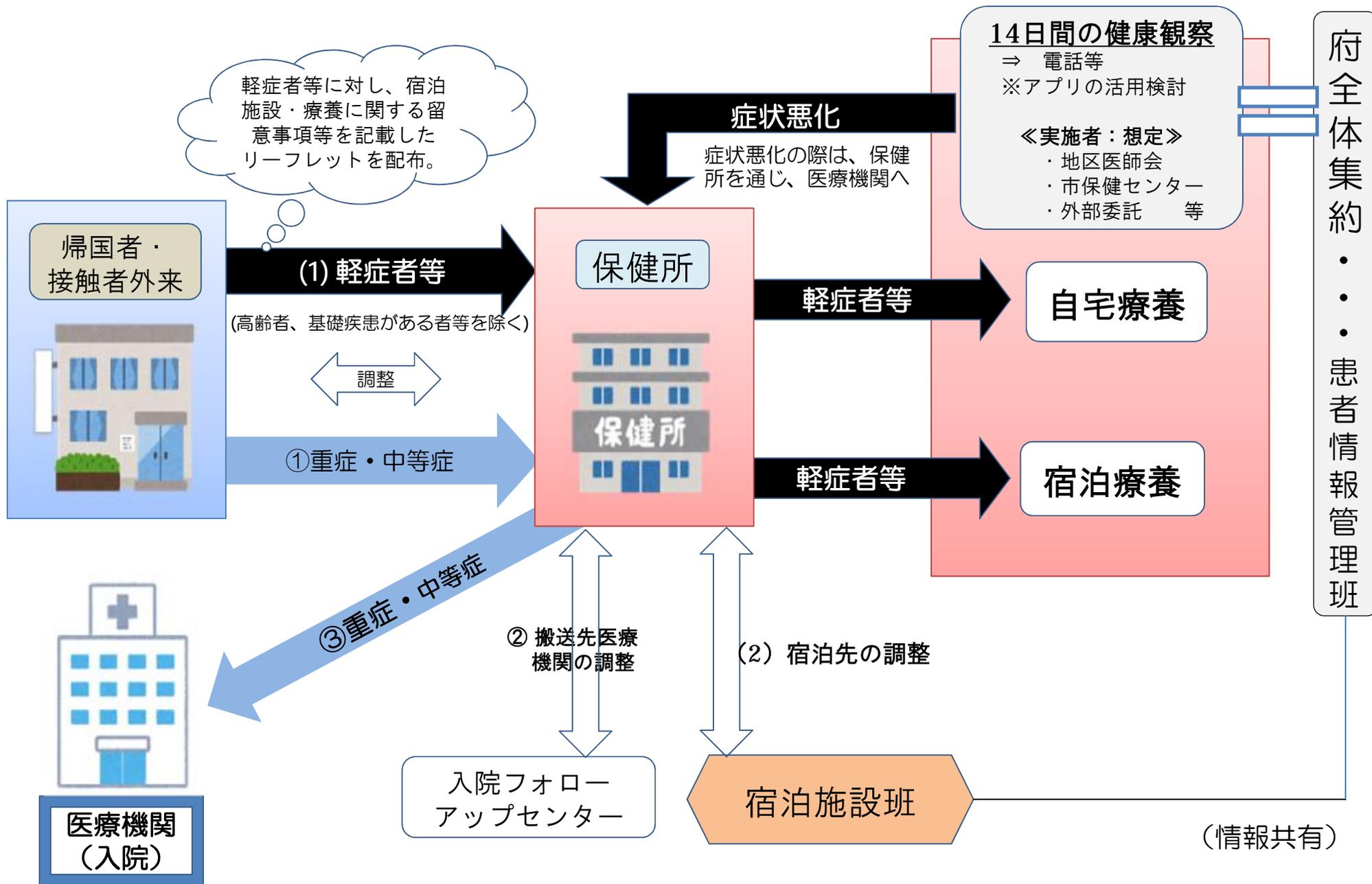
- ・新規陽性者数 約4倍
- ・リンク不明者数 約3.7倍 （3/27～4/2の7日間合計と前週との比較）
- ・陽性率はここ数日増加傾向

⇒爆発的な感染拡大（オーバーシュート）につながるおそれがあり、**宿泊施設・自宅療養への移行が必要**

【宿泊療養・自宅療養の対象の考え方（案）】

	国の考え方（4月2日付事務連絡 ※府で整理）	大阪府の考え方（案）
第1段階	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等） <p><療養の場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等 <p><対象から除外される者></p> <p>ア ①高齢者 ②基礎疾患がある者 ③免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者 ④妊産婦</p> <p>イ 上記アの①～④と同居している軽症者等（できるだけ入院）</p>	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等） <p><療養の場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅又は宿泊施設 <p><対象から除外される者></p> <p>ア ①高齢者 ②基礎疾患がある者 ③免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者 ④妊産婦</p> <p>イ 上記アの①～④と同居している軽症者等（できるだけ入院）</p>
第2段階	<p>上記対応でもなお、入院医療の提供に支障をきたす場合、以下の考え方により対応</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等） <p><療養の場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅又は宿泊施設 <p><対象から除外される者></p> <p>除外しない</p> <p>ただし、「自宅での空間分け」不可の以下対象者は、宿泊施設を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～④（高齢者等）と同居している軽症者等 ・高齢者等と接触する医療従事者等 <p><自宅療養の場合の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等と同居している場合は、「空間分けによる自宅療養」「高齢者等が一時的に親族宅等に移動」 	<p>府内感染拡大の状況等により検討</p>

新型コロナウイルス感染者：軽症者等の療養等に関する流れ（イメージ）



軽症者等の療養等に関する流れ

帰国者・接触者外来において、検査を実施する際、(その時点で入院加療が必要なさそうな場合)
・医療機関所在地の保健所(又は調整窓口)へ連絡→宿泊療養・自宅療養の可否等の確認
・患者にも陽性になった場合に備えた準備を依頼

陽性の場合

連絡があった保健所より、必要に応じて都道府県(宿泊療養)や居住地保健所(居住地が異なる場合)等必要な機関へ事前連絡

帰国者・接触者外来の医師が医療機関所在地の保健所へ患者発生の届出(入院の要不要を合わせて伝達)

所在地の保健所が入院勧告

入院

医療機関所在地の保健所(又は調整窓口)において、療養場所の確定

自宅療養

患者の居住する地域の保健所へ自宅療養対象者について連絡(管轄保健所が異なる場合に限り)

居住地保健所において在宅療養対象者リストを作成・フォローアップ体制の準備

公共交通機関以外で帰宅

居住地保健所(又は委託先)においてフォローアップを実施
※症状悪化の際には医療機関へ

入院

自宅療養解除の要件の確認

宿泊療養

保健所設置市・特別区の場合には、都道府県調整窓口において調整

搬送(都道府県が手配)

宿泊療養の実施・健康観察
※症状悪化の際には医療機関へ

退所の基準を満たす旨の確認、都道府県の調整窓口へ連絡

都道府県の調整窓口から医療機関所在地の保健所に連絡(退所)

医療機関所在地の保健所から居住地保健所に連絡

入院